

## 生駒市高齢者交通費等助成要綱

### (目的)

第1条 この告示は、生駒市に居住する高齢者に対し、予算の範囲内において、交通費等を助成することにより、永年にわたり社会に貢献した高齢者の生きがい支援、社会参加の促進及び要介護者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) シルバー生きいきクーポン券（以下「クーポン券」という。） 前条の目的を達成するために、生駒市が発行する券種をいう。
- (2) 取引 クーポン券が対価の弁済手段として使用される物品の購入、借り受け又は役務の提供をいう。
- (3) 交通費等 バス、電車、タクシー及び生駒ケーブルを利用する場合における交通費、公共施設等の使用料又は利用料、介護用品の費用その他この告示の目的に沿ったものと市長が認めた費用をいう。
- (4) 使用可能施設等（以下「施設等」という。） 取引において、受けとったクーポン券の換金を請求することができる者又は地方公共団体であり、この告示の目的に沿った事業を行うと市長が認めた者をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、毎年4月1日現在において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている75歳以上の者（当該年度中に75歳に達する者を含む。）とする。

### (助成の内容)

第4条 交通費等の助成は、助成対象者1人につき、1会計年度当たり10,000円相当額のクーポン券を交付して行うものとする。

### (クーポン券の使用範囲)

第5条 交付を受けたクーポン券を使用することができる者は、クーポン券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）及び介助者並びに当該受給者のための行為を行う者に限るものとし、その者と施設等との間における取引において使用することができる。

- 2 クーポン券は、使用しようとするクーポン券の額面以上の取引に使用でき、額面未満の取引をすることはできない。

(クーポン券の使用期間)

第6条 クーポン券の使用期間は、1会計年度を超えない範囲で市長が別に定める。

(クーポン券の交付等)

第7条 クーポン券の交付は、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている助成対象者の住所(以下「住所」という。)に送付することによって行う。

2 市長は、前項に規定する方法によりがたい特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず住所以外に送付することができる。

3 前2項の規定により交付したクーポン券は、再交付しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の喪失)

第8条 助成対象者が、クーポン券の交付を受けるまでに市外に転出し、又は死亡したときは、その権利を失う。

(クーポン券の返還)

第9条 受給者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにクーポン券を市長に返還しなければならない。

(1) 市外に転出したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) その他クーポン券を必要としなくなったとき。

(禁止)

第10条 受給者は、交付を受けたクーポン券を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 受給者は、クーポン券を偽造し、又は不正に使用してはならない。

(施行の細目)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成8年5月20日から施行する。

附 則

この告示は、平成9年4月21日から施行する。

附 則

この告示は、平成13年6月4日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(助成対象者の特例)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の生駒市高齢者交通費等助成要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条の規定の適用については、同条中「75歳」とあるのは「70歳」とする。

3 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の要綱第3条の規定の適用については、同条中「75歳」とあるのは「71歳」とする。

4 平成32年4月1日から平成34年3月31日までの間における改正後の要綱第3条の規定の適用については、同条中「75歳」とあるのは「72歳」とする。

5 平成34年4月1日から平成36年3月31日までの間における改正後の要綱第3条の規定の適用については、同条中「75歳」とあるのは「73歳」とする。

6 平成36年4月1日から平成38年3月31日までの間における改正後の要綱第3条の規定の適用については、同条中「75歳」とあるのは「74歳」とする。

(経過措置)

7 この告示による改正後の要綱の規定は、この告示の施行日以降に交付するクーポン券について適用し、同日前に生駒市高齢者交通費助成として交付するバス乗車券、電車乗車券、タクシー乗車券及び生駒ケーブル乗車券については、なお従前の例による。

8 この告示による改正前の生駒市高齢者交通費助成として交付したバス乗車券及びタクシー乗車券の利用期限については、前項の規定にかかわらず平成30年2月28日までとする。